

条例議案の概要

—平成26年6月定例会—

目 次

議案第 53 号	盛岡市防災会議条例の一部を改正する条例について	1
議案第 54 号	盛岡市市税条例等の一部を改正する条例について	6
議案第 55 号	盛岡市風致地区内における建築等の規制に関する条例について	62
議案第 56 号	盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例について	64

議案第 53 号

盛岡市防災会議条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

防災会議の委員の定数を改めようとするものである。

2 改正の内容

委員のうち「市の職員のうちから市長が指名する者」（4号委員）として危機管理統括監を加えるため、4号委員の定数を7人に改める。

3 施行期日

公布の日

盛岡市防災会議条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市防災会議条例</p> <p>昭和37年9月29日条例第40号</p> <p>改正</p> <p>昭和46年7月8日条例第31号</p> <p>昭和47年10月2日条例第28号</p> <p>昭和50年6月23日条例第21号</p> <p>昭和54年6月27日条例第21号</p> <p>昭和62年12月22日条例第32号</p> <p>平成4年3月24日条例第3号</p> <p>平成10年3月26日条例第1号</p> <p>平成11年12月27日条例第56号</p> <p>平成15年6月30日条例第26号</p> <p>平成15年9月30日条例第34号</p> <p>平成18年12月20日条例第47号</p> <p>平成23年3月31日条例第15号</p> <p>平成24年12月25日条例第36号</p> <p>平成26年6月 日条例第 号</p>	<p>○盛岡市防災会議条例</p> <p>昭和37年9月29日条例第40号</p> <p>改正</p> <p>昭和46年7月8日条例第31号</p> <p>昭和47年10月2日条例第28号</p> <p>昭和50年6月23日条例第21号</p> <p>昭和54年6月27日条例第21号</p> <p>昭和62年12月22日条例第32号</p> <p>平成4年3月24日条例第3号</p> <p>平成10年3月26日条例第1号</p> <p>平成11年12月27日条例第56号</p> <p>平成15年6月30日条例第26号</p> <p>平成15年9月30日条例第34号</p> <p>平成18年12月20日条例第47号</p> <p>平成23年3月31日条例第15号</p> <p>平成24年12月25日条例第36号</p>
<p>盛岡市防災会議条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、盛岡市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 盛岡市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。</p> <p>(2) 市長の諮問に応じて、市の地域に係る防災に関する重要事項を調査審議すること。</p>	<p>盛岡市防災会議条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、盛岡市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 盛岡市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。</p> <p>(2) 市長の諮問に応じて、市の地域に係る防災に関する重要事項を調査審議すること。</p>

(3) 前号の重要事項に関し、市長に意見を述べること。

(4) 水防法（昭和24年法律第 193号）第33条第 1 項に規定する水防計画その他水防に関する重要事項を調査審議すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、市長をもつて充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ、その指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

(1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者

(2) 岩手県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者

(3) 岩手県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者

(3) の 2 盛岡地区広域消防組合（以下「組合」という。）の消防職員のうちから市長が委嘱する者

(4) 市の職員のうちから市長が指名する者

(5) 教育長

(6) 消防団長

(7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者

(8) 自主防災組織を構成する者又は知識経験のある者のうちから市長が委嘱する者

6 前項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 3 号の 2、第 4 号、第 7 号及び第 8 号の委員の定数は、それぞれ 7 人、5 人、3 人、1 人、7 人、21 人及び 6 人とする。

7 第 5 項第 7 号及び第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任することができる。

(3) 前号の重要事項に関し、市長に意見を述べること。

(4) 水防法（昭和24年法律第 193号）第33条第 1 項に規定する水防計画その他水防に関する重要事項を調査審議すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、市長をもつて充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ、その指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

(1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者

(2) 岩手県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者

(3) 岩手県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者

(3) の 2 盛岡地区広域消防組合（以下「組合」という。）の消防職員のうちから市長が委嘱する者

(4) 市の職員のうちから市長が指名する者

(5) 教育長

(6) 消防団長

(7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者

(8) 自主防災組織を構成する者又は知識経験のある者のうちから市長が委嘱する者

6 前項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 3 号の 2、第 4 号、第 7 号及び第 8 号の委員の定数は、それぞれ 7 人、5 人、3 人、1 人、6 人、21 人及び 6 人とする。

7 第 5 項第 7 号及び第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任することができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、岩手県の職員、組合の消防職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前3条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和46年条例第31号)

この条例は、昭和46年8月1日から施行する。

附 則 (昭和47年条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和50年条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和54年条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和62年条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成4年条例第3号)

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日任命される改正後の盛岡市防災会議条例第3条第5項第7号に規定する委員の任期は、改正後の盛岡市防災会議条例第3条第7項本文の規定にかかわらず、平成5年3月31日までとする。

附 則 (平成10年条例第1号)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、岩手県の職員、組合の消防職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前3条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和46年条例第31号)

この条例は、昭和46年8月1日から施行する。

附 則 (昭和47年条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和50年条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和54年条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和62年条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成4年条例第3号)

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日任命される改正後の盛岡市防災会議条例第3条第5項第7号に規定する委員の任期は、改正後の盛岡市防災会議条例第3条第7項本文の規定にかかわらず、平成5年3月31日までとする。

附 則 (平成10年条例第1号)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日に委嘱される改正後の盛岡市防災会議条例第3条第5項第7号に規定する委員の任期は、改正後の盛岡市防災会議条例第3条第7項本文の規定にかかわらず、平成11年3月31日までとする。

附 則（平成11年条例第56号）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成15年条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年条例第34号抄）

1 この条例は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第47号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 盛岡市水防協議会条例（昭和45年条例第26号）は、廃止する。

附 則（平成23年条例第15号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第36号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日から平成25年3月31日までの間に委嘱される改正後の盛岡市防災会議条例第3条第5項第8号に規定する委員の任期は、同条第7項本文の規定にかかわらず、同日までとする。

附 則（平成26年条例第 号）

この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日に委嘱される改正後の盛岡市防災会議条例第3条第5項第7号に規定する委員の任期は、改正後の盛岡市防災会議条例第3条第7項本文の規定にかかわらず、平成11年3月31日までとする。

附 則（平成11年条例第56号）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成15年条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年条例第34号抄）

1 この条例は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第47号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 盛岡市水防協議会条例（昭和45年条例第26号）は、廃止する。

附 則（平成23年条例第15号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第36号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日から平成25年3月31日までの間に委嘱される改正後の盛岡市防災会議条例第3条第5項第8号に規定する委員の任期は、同条第7項本文の規定にかかわらず、同日までとする。

議案第 54 号

盛岡市市税条例等の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

地方税法（昭和25年法律第 226号）の改正に伴い、地方法人税の創設に対応して法人市民税の法人税割の税率を引き下げるとともに、軽自動車税の税率を引き上げる等のほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 個人市民税関係

ア 公的年金等に係る所得に係る個人市民税の特別徴収制度の見直し

(7) 納税義務者が賦課期日後に市外に転出した場合について、特別徴収を継続する。《第 1 条中第45条の 4 の 2 の改正規定関係》

(イ) 仮特別徴収税額を前年度の特別徴収税額（年税額）の 2 分の 1 に相当する額とする。《第 1 条中第45条の 4 の 5 の改正規定関係》

イ 金融所得課税に対する課税制度の見直し

(7) 条約適用配当等に係る分離課税の対象として、特定公社債の利子を加える。《第 1 条中附則第25条の 5 の改正規定関係》

(イ) 上場株式等に係る配当所得等の分離課税の対象として、特定公社債の利子を加える。《第 2 条中附則第20条の改正規定関係》

(ウ) 公社債等及び上場株式等の損益通算の範囲が拡大されることに伴い、株式等に係る譲渡所得等の分離課税を、一般株式等に係る分離課税と上場株式等に係る分離課税に区分する。《第 2 条中附則第24条の 2 及び附則第24条の 3 の改正規定関係》

ウ 課税標準の計算の細目を定める規定を整理する。《第 1 条中附則第36条から第37条までを削る改正規定並びに第 2 条中附則第24条の 4 から第25条の 2 まで、附則第25条の 4 及び附則第25条の 5 の 2 を削る改正規定関係》

エ 非課税口座内上場株式等の譲渡に係る所得計算の特例について、贈与又は相続若しくは遺贈の時における規定の整備を行う。《第 3 条関係》

(2) 法人市民税関係

ア 地方法人税（国税）の創設に伴い、法人税割の税率を引き下げる。《第 1 条中第36条の 4 の改正規定関係》

【改正前】 14.7% 【改正後】 12.1%

イ 法人税法において外国法人に係る恒久的施設が定義され、また、恒久的施設を有する外国法人に係る外国税額控除制度及び申告納付制度が設けられたことに伴う規定の整備を行う。《第 1 条中第26条及び第45条の 5 の改正規定関係》

(3) 固定資産税関係

学校法人，社会福祉法人等が児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する小規模保育事業及び就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する認定子ども園の用に供する固定資産について，固定資産税及び都市計画税の非課税の適用等に係る申告手続を定める。《第1条中第49条の4及び第49条の6の改正規定関係》

(4) 軽自動車税関係

ア 原動機付自転車，軽自動車及び小型特殊自動車並びに2輪の小型自動車について，平成27年度分から次のとおり税率を引き上げる。ただし，3輪以上の軽自動車については，平成27年4月1日以後に初めて車両番号の指定を受けるものから適用する。《第1条中第75条の改正規定及び附則第3条関係》

車種区分				改正前	改正後
原動機付自転車	50cc以下			1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下			1,200円	2,000円
	90cc超 125cc以下			1,600円	2,400円
	ミニカー			2,500円	3,700円
軽自動車及び小型特殊自動車	2輪（側車付を含む。）			2,400円	3,600円
	3輪			3,100円	3,900円
	4輪以上	乗用	自家用	7,200円	1万800円
			営業用	5,500円	6,900円
		貨物用	自家用	4,000円	5,000円
			営業用	3,000円	3,800円
	専ら雪上を走行するもの			2,400円	3,600円
	小型特殊自動車		農耕作業用	1,600円	2,400円
その他			4,700円	5,900円	
2輪の小型自動車				4,000円	6,000円

イ 3輪以上の軽自動車について，初めて車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の税率を平成28年度分から次に掲げる重課税率とする。《第1条中附則第13条の次に1条を加える改正規定関係》

車種区分				重課税率
軽自動車	3輪			4,600円
	4輪以上	乗用	自家用	1万2,900円
			営業用	8,200円
		貨物用	自家用	6,000円
			営業用	4,500円

(5) 国民健康保険税関係

国民健康保険税に係る課税の特例について，(1)イ及びウと同様の規定の整備を行う。《第2条中附則第25条の7の改正規定，附則第28条の2を削る改正規定，附則第30条及び第31条の改正規定，附則第31条の2及び第32条を削る改正規定，附則第34条の改正規定並びに附則第38条を削る改正規定関係》

3 施行期日

- (1) 2-(1) -エ 公布の日
- (2) 2-(2) -ア 平成26年10月1日
- (3) 2-(1) -ウ (東日本大震災に係る課税の特例を整理する部分に限る。) 平成27年1月1日
- (4) 2-(4) -ア 平成27年4月1日
- (5) 2-(1) -イ-(7) 平成28年1月1日
- (6) 2-(2) -イ及び2-(4) -イ 平成28年4月1日
- (7) 2-(1) -ア 平成28年10月1日
- (8) 2-(1) -イ-(イ)・(ウ), 2-(1) -ウ (東日本大震災に係る課税の特例を整理する部分を除く。) 及び2-(5) 平成29年1月1日
- (9) 2-(3) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行の日

【第1条】盛岡市市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号 改正 略 <u>平成26年6月 日条例第 号</u></p> <p>盛岡市市税条例 目次及び第1条から第25条まで 略 (市民税の納税義務者等)</p> <p>第26条 市民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によつて、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によつて、第2号及び第4号の者に対しては均等割額によつて、第5号の者に対しては法人税割額によつて課する。</p> <p>(1) 市の区域内に住所を有する個人 (2) 市の区域内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市の区域内に住所を有しない者 (3) 市の区域内に事務所又は事業所を有する法人 (4) 市の区域内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設(以下「寮等」という。)を有する法人で市の区域内に事務所又は事業所を有しないもの (5) 法人課税信託(法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいう。以下この節において同じ。)の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの</p> <p>2 <u>法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人(以下この節において「外国法人」という。)</u>に対するこの節の規定の適用については、<u>恒久的施設(法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。)</u>をもつて、<u>その事</u></p>	<p>○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号 改正 略</p> <p>盛岡市市税条例 目次及び第1条から第25条まで 略 (市民税の納税義務者等)</p> <p>第26条 市民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によつて、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によつて、第2号及び第4号の者に対しては均等割額によつて、第5号の者に対しては法人税割額によつて課する。</p> <p>(1) 市の区域内に住所を有する個人 (2) 市の区域内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市の区域内に住所を有しない者 (3) 市の区域内に事務所又は事業所を有する法人 (4) 市の区域内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設(以下「寮等」という。)を有する法人で市の区域内に事務所又は事業所を有しないもの (5) 法人課税信託(法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいう。以下この節において同じ。)の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの</p> <p>2 <u>外国法人</u> _____に対するこの節の規定の適用については、<u>その事業が行われる場所で地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「施行令」という。)</u>第46条の4に規定する場所をもつてその事</p>

6

改正後	改正前
<p>務所又は事業所とする。</p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、<u>地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「施行令」という。）第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第34条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。</u></p> <p>第27条から第34条まで 略 （所得割の課税標準）</p> <p>第35条 所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とする。</p> <p>2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法（昭和40年法律第33号）その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項又は第3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によつて算定する。</p> <p>3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（以下この項及び次項並びに第36条の8において「特定配当等」という。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。</p> <p>4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第38条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時までに提出された第38条の2第1項の確定申告書を含む。）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）に定める事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額について</p>	<p>務所又は事業所とする。</p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、<u>_____</u></p> <p>_____収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第34条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。</p> <p>第27条から第34条まで 略 （所得割の課税標準）</p> <p>第35条 所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とする。</p> <p>2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法（昭和40年法律第33号）その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項又は第3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によつて算定する。</p> <p>3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（以下この項及び次項並びに第36条の8において「特定配当等」という。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。</p> <p>4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第38条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時までに提出された第38条の2第1項の確定申告書を含む。）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）に定める事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額について</p>

改正後

は、適用しない。

5 法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項及び次項並びに第36条の8において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。

6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第38条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第38条の2第1項の確定申告書を含む。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第36条から第36条の3まで 略

（法人税割の税率）

第36条の4 法人税割の税率は、100分の12.1とする。

第36条の5から第45条の4まで 略

（公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収）

第45条の4の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法によつて徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第45条の4の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において

改正前

は、適用しない。

5 法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項及び次項並びに第36条の8において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。

6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第38条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第38条の2第1項の確定申告書を含む。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第36条から第36条の3まで 略

（法人税割の税率）

第36条の4 法人税割の税率は、100分の14.7とする。

第36条の5から第45条の4まで 略

（公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収）

第45条の4の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法によつて徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第45条の4の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において

改正後	改正前
<p>「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(1) 当該年度分の老齢等年金給付の年額が18万円未満である者その他の市の行う介護保険の介護保険法(平成9年法律第123号)第135条第5項に規定する特別徴収対象被保険者でない者</p> <p>(2) 特別徴収の方法によって徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者</p> <p>2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第41条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。</p> <p>第45条の4の3及び第45条の4の4 略</p> <p>(年金所得に係る仮特別徴収税額等)</p> <p>第45条の4の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額(当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合においては、前々年中の公的年金</p>	<p>「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(1) 当該年度の初日の属する年の1月1日以後引き続き市の区域内に住所を有する者でない者</p> <p>(2) 当該年度分の老齢等年金給付の年額が18万円未満である者その他の市の行う介護保険の介護保険法(平成9年法律第123号)第135条第5項に規定する特別徴収対象被保険者でない者</p> <p>(3) 特別徴収の方法によって徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者</p> <p>2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第41条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。</p> <p>第45条の4の3及び第45条の4の4 略</p> <p>(年金所得に係る仮特別徴収税額等)</p> <p>第45条の4の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額(当該年度の前年度において第45条の4の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収された年金所得に係る特別徴収税額</p>

改正後	改正前
<p>等に係る所得に係る所得割額)の2分の1に相当する額をいう。以下この節において同じ。)を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつて徴収する。</p>	<p>に相当する額をいう。以下この節において同じ。)を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつて徴収する。</p>
<p>2 当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において前項の規定による特別徴収が行われた特別徴収対象年金所得者については、第45条の4の2第1項の規定の適用がある場合における同項並びに第45条の4の3及び前条の規定の適用にあつては、第45条の4の2第1項中「の2分の1に相当する額」とあるのは、「から第45条の4の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額」とし、同条第2項の規定は、適用しない。</p>	<p>2 当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において前項の規定による特別徴収が行われた特別徴収対象年金所得者については、第45条の4の2第1項の規定の適用がある場合における同項並びに第45条の4の3及び前条の規定の適用にあつては、第45条の4の2第1項中「の2分の1に相当する額」とあるのは、「から第45条の4の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額」とし、同条第2項の規定は、適用しない。</p>
<p>3 第45条の4の3及び前条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第45条の4の3中「前条第1項」とあるのは「第45条の4の5第1項」と、前条第1項及び第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。</p>	<p>3 第45条の4の3及び前条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第45条の4の3中「前条第1項」とあるのは「第45条の4の5第1項」と、前条第1項及び第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。</p>
<p>第45条の4の6 略 (法人の市民税の申告納付)</p>	<p>第45条の4の6 略 (法人の市民税の申告納付)</p>
<p>第45条の5 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告書に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定によつて提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書によつて納付しなければならない。</p>	<p>第45条の5 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告書に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定によつて提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書によつて納付しなければならない。</p>
<p>2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又</p>	<p>2 法の施行地に_____主たる事務所若しくは事業所を有する法人又</p>

改正後

は外国法人が_____，外国の法人税等を課された場合においては，法第321条の8第24項及び施行令第48条の13に規定するところにより，控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 法第321条の8第22項の申告書（同条第21項の申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合においては，当該税額に，当該税金に係る同条第1項，第2項，第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があつたときは，その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ，年14.6パーセント（当該申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合で当該申告書がその提出期限前に提出されたときは，当該申告書の提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については，年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書によつて納付しなければならない。

4 前項の場合において，法人が法第321条の8第1項，第2項，第4項又は第19項の申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には，当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後に同条第22項の申告書を提出したときは，詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き，当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合で当該申告書がその提出期限前に提出されたときは，当該申告書の提出期限）までの期間は，延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

5 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項及び第45条の7の2第1項において同じ。）の規定の適用を受けているものについて，同法第

改正前

は外国法人が，法の施行地外にその源泉がある所得について，外国の法人税等を課された場合においては，法第321条の8第24項及び施行令第48条の13に規定するところにより，控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 法第321条の8第22項の申告書（同条第21項の申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合においては，当該税額に，当該税金に係る同条第1項，第2項，第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があつたときは，その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ，年14.6パーセント（当該申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合で当該申告書がその提出期限前に提出されたときは，当該申告書の提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については，年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書によつて納付しなければならない。

4 前項の場合において，法人が法第321条の8第1項，第2項，第4項又は第19項の申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には，当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後に同条第22項の申告書を提出したときは，詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き，当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合で当該申告書がその提出期限前に提出されたときは，当該申告書の提出期限）までの期間は，延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

5 法人税法第74条第1項_____の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項（同法第145条_____において準用する場合を含む。以下この項及び第45条の7の2第1項において同じ。）の規定の適用を受けているものについて，同法第

改正後

75条の2第7項（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第7項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第14条の規定を適用することができる。

6 法人税法第81条の22第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第45条の6第3項及び第45条の7の2第2項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7の3に規定する連結子法人をいう。第45条の6第3項及び第45条の7の2第2項において同じ。）

（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第45条の7の2第2項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第45条の7の2第2項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第45条の7の2第2項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第14条の規定を適用することができる。

第45条の6及び第45条の7 略

（法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金）

第45条の7の2 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標

改正前

75条の2第7項（同法第145条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第7項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第14条の規定を適用することができる。

6 法人税法第81条の22第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第45条の6第3項及び第45条の7の2第2項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7の3に規定する連結子法人をいう。第45条の6第3項及び第45条の7の2第2項において同じ。）

（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第45条の7の2第2項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第45条の7の2第2項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第45条の7の2第2項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第14条の規定を適用することができる。

第45条の6及び第45条の7 略

（法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金）

第45条の7の2 法人税法第74条第1項_____の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標

改正後

準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

- 2 法人税法第81条の22第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得（同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

第45条の8から第49条の3まで 略

第49条の4 法第348条第2項第10号から第10号の9までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第4号及び第5号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第10号から第10号の9までに規定する事業又は施設（以下この条において「社会福祉事業等」という。）を営む者の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業等を営む者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。

- (1) 土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途

改正前

準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

- 2 法人税法第81条の22第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得（同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

第45条の8から第49条の3まで 略

第49条の4 法第348条第2項第10号から第10号の7までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第4号及び第5号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第10号から第10号の7までに規定する事業又は施設（以下この条において「社会福祉事業等」という。）を営む者の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業等を営む者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。

- (1) 土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途

改正後	改正前
<p>(2) 社会福祉事業等の開始又は設立及び当該社会福祉事業等の用に供する土地の区域変更の年月日</p> <p>(3) 家屋の所在, 家屋番号, 種類, 構造及び床面積並びにその用途</p> <p>(4) 社会福祉事業等の用に供し始めた時期</p> <p>(5) 償却資産の所在, 種類, 数量及びその用途</p>	<p>(2) 社会福祉事業等の開始又は設立及び当該社会福祉事業等の用に供する土地の区域変更の年月日</p> <p>(3) 家屋の所在, 家屋番号, 種類, 構造及び床面積並びにその用途</p> <p>(4) 社会福祉事業等の用に供し始めた時期</p> <p>(5) 償却資産の所在, 種類, 数量及びその用途</p>
<p>第49条の5及び第49条の5の2 略</p> <p>(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)</p>	<p>第49条の5及び第49条の5の2 略</p> <p>(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)</p>
<p>第49条の6 法第348条第2項第3号, 第9号から第10号の9まで, 第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について, 当該各号に掲げる用途に供しないこととなつた場合又は有料で使用させることとなつた場合においては, 当該固定資産の所有者は, その旨を直ちに市長に申告しなければならない。</p>	<p>第49条の6 法第348条第2項第3号, 第9号から第10号の7まで, 第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について, 当該各号に掲げる用途に供しないこととなつた場合又は有料で使用させることとなつた場合においては, 当該固定資産の所有者は, その旨を直ちに市長に申告しなければならない。</p>
<p>第50条から第74条の2まで 略</p> <p>(軽自動車税の税率)</p>	<p>第50条から第74条の2まで 略</p> <p>(軽自動車税の税率)</p>
<p>第75条 軽自動車税の税率は, 次の各号に掲げる軽自動車等に対し, 1台について, それぞれ当該各号に定める額とする。</p>	<p>第75条 軽自動車税の税率は, 次の各号に掲げる軽自動車等に対し, 1台について, それぞれ当該各号に定める額とする。</p>
<p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの (エに掲げるものを除く。) 年額<u>2,000円</u></p> <p>イ 2輪のもので, 総排気量が0.05リットルを超え, 0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え, 0.8キロワット以下のもの 年額<u>2,000円</u></p> <p>ウ 2輪のもので, 総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額<u>2,400円</u></p> <p>エ 3輪以上のもの (車室を備えず, かつ, 輪距 (2以上の輪距を有するものにあつては, その輪距のうち最大のもの) が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え, かつ, 輪距</p>	<p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの (エに掲げるものを除く。) 年額<u>1,000円</u></p> <p>イ 2輪のもので, 総排気量が0.05リットルを超え, 0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え, 0.8キロワット以下のもの 年額<u>1,200円</u></p> <p>ウ 2輪のもので, 総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額<u>1,600円</u></p> <p>エ 3輪以上のもの (車室を備えず, かつ, 輪距 (2以上の輪距を有するものにあつては, その輪距のうち最大のもの) が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え, かつ, 輪距</p>

改正後	改正前																		
<p>が0.5メートル以下の3輪のものを除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 <u>3,700円</u></p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車</p> <p>ア 軽自動車</p> <p>(ア) 2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額<u>3,600円</u></p> <p>(イ) 3輪のもの 年額<u>3,900円</u></p> <p>(ウ) 4輪以上のもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>営業用</th> <th>自家用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乗用のもの</td> <td>年額 <u>6,900円</u></td> <td>年額 <u>1万800円</u></td> </tr> <tr> <td>貨物用のもの</td> <td>年額 <u>3,800円</u></td> <td>年額 <u>5,000円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(エ) 専ら雪上を走行するもの 年額<u>3,600円</u></p> <p>イ 小型特殊自動車</p> <p>(ア) 農耕作業用のもの 年額<u>2,400円</u></p> <p>(イ) その他のもの 年額<u>5,900円</u></p> <p>(3) 2輪の小型自動車 年額<u>6,000円</u></p> <p>第76条から第150条まで 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条から第3条の3まで 略</p> <p>(公益法人等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第3条の3の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで及び第11項(同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同条第3項 _____ に規定する公益法人等(同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同条第3項 _____ に規定する贈与又は遺贈を行つた個人とみなして、施行令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(同法第40条第6項から第11項 _____ までの規定に</p>	区分	営業用	自家用	乗用のもの	年額 <u>6,900円</u>	年額 <u>1万800円</u>	貨物用のもの	年額 <u>3,800円</u>	年額 <u>5,000円</u>	<p>が0.5メートル以下の3輪のものを除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 <u>2,500円</u></p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車</p> <p>ア 軽自動車</p> <p>(ア) 2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額<u>2,400円</u></p> <p>(イ) 3輪のもの 年額<u>3,100円</u></p> <p>(ウ) 4輪以上のもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>営業用</th> <th>自家用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乗用のもの</td> <td>年額 <u>5,500円</u></td> <td>年額 <u>7,200円</u></td> </tr> <tr> <td>貨物用のもの</td> <td>年額 <u>3,000円</u></td> <td>年額 <u>4,000円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(エ) 専ら雪上を走行するもの 年額<u>2,400円</u></p> <p>イ 小型特殊自動車</p> <p>(ア) 農耕作業用のもの 年額<u>1,600円</u></p> <p>(イ) その他のもの 年額<u>4,700円</u></p> <p>(3) 2輪の小型自動車 年額<u>4,000円</u></p> <p>第76条から第150条まで 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条から第3条の3まで 略</p> <p>(公益法人等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第3条の3の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで _____ の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第10項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同法第40条第3項に規定する贈与又は遺贈を行つた個人とみなして、施行令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(租税特別措置法第40条第6項から第10項までの規定に</p>	区分	営業用	自家用	乗用のもの	年額 <u>5,500円</u>	年額 <u>7,200円</u>	貨物用のもの	年額 <u>3,000円</u>	年額 <u>4,000円</u>
区分	営業用	自家用																	
乗用のもの	年額 <u>6,900円</u>	年額 <u>1万800円</u>																	
貨物用のもの	年額 <u>3,800円</u>	年額 <u>5,000円</u>																	
区分	営業用	自家用																	
乗用のもの	年額 <u>5,500円</u>	年額 <u>7,200円</u>																	
貨物用のもの	年額 <u>3,000円</u>	年額 <u>4,000円</u>																	

改正後

改正前

より特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

より特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

第3条の4から第13条まで 略

第3条の4から第13条まで 略

(軽自動車税の税率の特例)

第13条の2 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第75条の規定の適用については、当分の間、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第75条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	1万800円	1万2,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

第14条から第24条まで 略

第14条から第24条まで 略

(株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

(株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第24条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該株式等に係る譲渡所得等については、第35条及び第36条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該株式等に係る譲渡所得等の金額として施行令附則第18条第6項に定めるところにより計算した金額(当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。)に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額(第35条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。))を除外して算定するものとする。以下この項において「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、株式等に係る課税

第24条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該株式等に係る譲渡所得等については、第35条及び第36条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該株式等に係る譲渡所得等の金額として施行令附則第18条第6項に定めるところにより計算した金額(当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。)に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額(第35条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。))を除外して算定するものとする。以下この項において「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、株式等に係る課税

改正後	改正前
<p>譲渡所得等の金額（株式等に係る譲渡所得等の金額（第2項第1号の規定により読み替えて適用される第36条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第36条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第24条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(2) 第36条の5から第36条の7まで、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、第36条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第24条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項前段、第36条の7、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第24条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第24条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3) 第37条第1項の規定の適用については、同項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第24条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは租税特別措置法第37条の10第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第3条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第24条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第24条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p>	<p>譲渡所得等の金額（株式等に係る譲渡所得等の金額（第2項第1号の規定により読み替えて適用される第36条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第36条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第24条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(2) 第36条の5から第36条の7まで、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、第36条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第24条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項前段、第36条の7、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第24条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第24条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3) 第37条第1項の規定の適用については、同項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第24条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは租税特別措置法第37条の10第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第3条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第24条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第24条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p>

改正後	改正前
<p>第24条の3から第25条の4まで 略 (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第25条の5 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第35条及び第36条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額(以下この項において「条約適用利子等の額」という。)に対し、条約適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第36条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5の税率から同法第3条の2の2第1項に規定する限度税率(第3項において「限度税率」という。)を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第36条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第25条の5第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>(2) 第36条の5から第36条の7まで、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、第36条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の5第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項前段、第36条の7、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の5第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の5第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p>	<p>第24条の3から第25条の4まで 略 (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第25条の5 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第35条及び第36条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額(以下この項において「条約適用利子等の額」という。)に対し、条約適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第36条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5の税率から同法第3条の2の2第1項に規定する限度税率(第3項において「限度税率」という。)を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第36条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第25条の5第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>(2) 第36条の5から第36条の7まで、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、第36条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の5第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項前段、第36条の7、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の5第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の5第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p>

改正後	改正前
<p>(3) 第37条第1項の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第25条の5第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」とする。</p>	<p>(3) 第37条第1項の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第25条の5第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」とする。</p>
<p>(4) 附則第3条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第25条の5第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の5第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p>	<p>(4) 附則第3条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第25条の5第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の5第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p>
<p>3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第35条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、第35条及び第36条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第36条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が同法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。</p>	<p>3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第35条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、第35条及び第36条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第36条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が同法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。</p>
<p>4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第38条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びそ</p>	<p>4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第38条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びそ</p>

改正後	改正前
<p>の時までに提出された第38条の2第1項の確定申告書を含む。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第36条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第25条の5第3項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>(2) 第36条の5から第36条の7まで、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、第36条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の5第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項前段、第36条の7、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の5第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の5第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、第36条の8第1項中「第35条第4項」とあるのは「附則第25条の5第4項」とする。</p> <p>(3) 第37条第1項の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第25条の5第3項に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額又は配当所得の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第3条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第25条の5第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは</p>	<p>の時までに提出された第38条の2第1項の確定申告書を含む。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第36条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第25条の5第3項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>(2) 第36条の5から第36条の7まで、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、第36条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の5第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項前段、第36条の7、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の5第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の5第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、第36条の8第1項中「第35条第4項」とあるのは「附則第25条の5第4項」とする。</p> <p>(3) 第37条第1項の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第25条の5第3項に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る_____配当所得の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第3条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第25条の5第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは</p>

改正後	改正前
<p>「所得割の額並びに附則第25条の5第3項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第36条の8の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第25条の5第3項に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第38条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第38条の2第1項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第35条第6項」と、同条第3項中「法37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法37条の4」とする。</p> <p>第25条の5の2から第35条まで 略</p> <p>第35条の2 法附則第41条第8項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第41条第8項に規定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。）に該当することを明らかにする書類</p> <p>(2) 次に掲げる事項を記載した書類</p>	<p>「所得割の額並びに附則第25条の5第3項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第36条の8の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第25条の5第3項に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第38条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第38条の2第1項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第35条第6項」と、同条第3項中「法37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法37条の4」とする。</p> <p>第25条の5の2から第35条まで 略</p> <p>第35条の2 法附則第41条第9項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第41条第9項に規定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。）に該当することを明らかにする書類</p> <p>(2) 次に掲げる事項を記載した書類</p>

改正後	改正前
<p>ア 法附則第41条第8項の規定の適用を受けようとする土地の所在，地番，地目及び地積並びにその用途</p> <p>イ 法附則第41条第8項の規定の適用を受けようとする家屋の所在，家屋番号，種類，構造及び床面積並びにその用途</p> <p>ウ 法附則第41条第8項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在，種類及び数量並びにその用途</p> <p>(3) 特定移行一般社団法人等が幼稚園，図書館又は博物館法第2条第1項の博物館（次号及び第5号において「博物館」という。）を設置した年月日を記載した書類</p> <p>(4) 特定移行一般社団法人等が当該固定資産を直接保育，図書館又は博物館の用に供し始めた時期を記載した書類</p> <p>(5) 当該固定資産が特定移行一般社団法人等で幼稚園，図書館又は博物館を設置するものの所有に属しないものである場合にあつては，第1号から前号までに掲げるもののほか，当該固定資産を当該特定移行一般社団法人等に無料で使用させていることを証する書類</p>	<p>ア 法附則第41条第9項の規定の適用を受けようとする土地の所在，地番，地目及び地積並びにその用途</p> <p>イ 法附則第41条第9項の規定の適用を受けようとする家屋の所在，家屋番号，種類，構造及び床面積並びにその用途</p> <p>ウ 法附則第41条第9項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在，種類及び数量並びにその用途</p> <p>(3) 特定移行一般社団法人等が幼稚園，図書館又は博物館法第2条第1項の博物館（次号及び第5号において「博物館」という。）を設置した年月日を記載した書類</p> <p>(4) 特定移行一般社団法人等が当該固定資産を直接保育，図書館又は博物館の用に供し始めた時期を記載した書類</p> <p>(5) 当該固定資産が特定移行一般社団法人等で幼稚園，図書館又は博物館を設置するものの所有に属しないものである場合にあつては，第1号から前号までに掲げるもののほか，当該固定資産を当該特定移行一般社団法人等に無料で使用させていることを証する書類</p> <p><u>（東日本大震災に係る雑損控除額等の特例）</u></p>
	<p><u>第36条 所得割の納税義務者の選択により，法附則第42条第3項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には，特例損失金額（同条第3項に規定する災害関連支出がある場合には，第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について，平成22年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として，この条例の規定を適用することができる。この場合において，第36条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は，その者の平成24年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については，当該損失対象金額が生じた年において生じなかつたものとみなす。</u></p> <p>2 前項前段の場合において，第36条の2の規定により控除された金額に係</p>

改正後	改正前			
	<p>る損失対象金額のうちに、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする施行令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第42条第3項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成24年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかつたものとみなす。</p> <p>3 第1項の規定は、平成23年度分の第38条第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時までに提出された第38条の2第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。</p> <p>（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等に係る個人の市民税に関する特例）</p> <p>第36条の2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この条及び次条において「震災特例法」という。）第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。）をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等（同条第1項に規定する土地等をいう。次項において同じ。）の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。）をした場合には、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第22条、附則第22条の2、附則第23条又は附則第24条の規定を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="1212 1385 2163 1433"> <tr> <td>附則第22条第1</td> <td>第35条第1項</td> <td>第35条第1項（東日本大震災の被災者</td> </tr> </table>	附則第22条第1	第35条第1項	第35条第1項（東日本大震災の被災者
附則第22条第1	第35条第1項	第35条第1項（東日本大震災の被災者		

改正後		改正前	
	項		等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）
		同法第31条第1項	租税特別措置法第31条第1項
	附則第22条の2第3項	第35条の2まで、第36条の2、第36条の5	第34条の3まで、第35条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）、第35条の2、第36条の2若しくは第36条の5（これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）
	附則第23条第1項	租税特別措置法第31条の3第1項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項
	附則第24条第1項	第35条第1項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）
		同法第32条第1項	租税特別措置法第32条第1項
2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによつてその居住の用に供することができなくなった			

改正後	改正前
	<p>所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の6第2項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第2項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなつた時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として施行令附則第27条の2第4項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第22条、附則第22条の2、附則第23条又は附則第24条の規定を適用する。</p> <p>3 前2項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする年度分の第38条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第38条の2第1項の確定申告書を含む。）に、これらの規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。</p> <p>（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例）</p> <p>第37条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第5条の3及び附則第5条の3の2の規定の適用については、附則第5条の3第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1</p>

改正後	改正前
<p>(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p>第36条 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。第3号において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p>	<p>項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第3項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第5条の3の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第3項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。</p> <p>2. <u>所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第5項までの規定の適用を受けた場合における附則第5条の3及び第5条の3の2の規定の適用については、附則第5条の3第1項中「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第5条の3の2第1項中「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」とする。</u></p> <p>(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p>第38条 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。第3号において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称並びに当該納税義務者が施行令附則第33条第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係</p> <p>(2) 法附則第56条第1項に規定する被災住宅用地の上に平成23年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号</p> <p>(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第56条第1項の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由</p> <p>(4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項</p> <p>2 法附則第56条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から平成33年度までの各年度分の固定資産税については、第64条の2の規定は適用しない。</p> <p>3 法附則第56条第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 代表者の住所及び氏名</p> <p>(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途</p> <p>(3) 特定被災共用土地に係る法附則第56条第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途</p> <p>(4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合</p> <p>(5) 法附則第56条第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法</p> <p>4 法附則第56条第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた仮換地</p>	<p>(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称並びに当該納税義務者が施行令附則第33条第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係</p> <p>(2) 法附則第56条第1項に規定する被災住宅用地の上に平成23年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号</p> <p>(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第56条第1項の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由</p> <p>(4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項</p> <p>2 法附則第56条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から平成33年度までの各年度分の固定資産税については、第64条の2の規定は適用しない。</p> <p>3 法附則第56条第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 代表者の住所及び氏名</p> <p>(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途</p> <p>(3) 特定被災共用土地に係る法附則第56条第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途</p> <p>(4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合</p> <p>(5) 法附則第56条第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法</p> <p>4 法附則第56条第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた仮換地</p>

改正後	改正前
<p>等（以下この項において「仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。</p>	<p>等（以下この項において「仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。</p>
<p>（個人の市民税の税率の特例）</p>	<p>（個人の市民税の税率の特例）</p>
<p>第37条 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第34条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。</p>	<p>第39条 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第34条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。</p>
<p>（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長に係る保険税に関する特例）</p>	<p>（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長に係る保険税に関する特例）</p>
<p>第38条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第44条の2第4項及び第5項の規定の適用を受ける場合における附則第26条（附則第27条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、附則第26条中「第35条第1項」とあるのは「第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。</p>	<p>第40条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第44条の2第4項及び第5項の規定の適用を受ける場合における附則第26条（附則第27条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、附則第26条中「第35条第1項」とあるのは「第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。</p>
<p>附 則 略</p>	<p>附 則 略</p>
<p>附 則（平成26年条例第 号）</p>	
<p>（施行期日）</p>	
<p>第1条 この条例の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</p>	
<p>(2) 第1条中盛岡市市税条例第36条の4の改正規定及び次条第7項の規定 平成26年10月1日</p>	
<p>(3) 第1条中盛岡市市税条例附則第3条の3の2の改正規定、同条例附則第36条から第37条までを削る改正規定及び同条例附則第38条を附則第36条とし、附則第39条を附則第37条とし、附則第40条を附則第38条とする</p>	

改正後	改正前
<p>改正規定並びに次条第1項の規定 平成27年1月1日</p> <p>(4) 第1条中盛岡市市税条例第75条の改正規定並びに附則第3条第1項及び第4項(第1条の規定による改正後の盛岡市市税条例(以下「新条例」という。)附則第13条の2に係る部分を除く。)の規定 平成27年4月1日</p> <p>(5) 第1条中盛岡市市税条例第35条第5項, 附則第24条の2第1項, 附則第25条の5第5項第3号及び附則第35条の2の改正規定並びに次条第2項及び第4項の規定 平成28年1月1日</p> <p>(6) 第1条中盛岡市市税条例第26条第2項及び第3項, 第45条の5第2項及び第5項並びに第45条の7の2第1項の改正規定並びに同条例附則第13条の次に1条を加える改正規定並びに次条第6項並びに附則第3条第2項, 第3項及び第4項(新条例附則第13条の2に係る部分に限る。)の規定 平成28年4月1日</p> <p>(7) 第1条中盛岡市市税条例第45条の4の2第1項及び第45条の4の5第1項の改正規定並びに次条第5項の規定 平成28年10月1日</p> <p>(9) 第1条中盛岡市市税条例第49条の4及び第49条の6の改正規定 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行の日 (市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 新条例附則第3条の3の2の規定は, 平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し, 平成26年度分までの個人の市民税については, なお従前の例による。</p> <p>2 新条例第35条第5項及び附則第24条の2第1項の規定は, 平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用し, 平成27年度分までの個人の市民税については, なお従前の例による。</p>	

改正後	改正前
<p>4 <u>平成28年1月1日前に発行された所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）第8条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の12第7項に規定する割引債（同条第9項に規定する特定短期公社債を除く。）について支払を受けるべき同条第7項に規定する償還差益に対して課する個人の市民税については、なお従前の例による。</u></p>	
<p>5 <u>新条例第45条の4の2第1項及び第45条の4の5第1項の規定は、平成28年10月1日以後の地方税法（昭和25年法律第226号）第317条の2第1項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収について適用し、同日前の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収については、なお従前の例による。</u></p>	
<p>6 <u>次項に定めるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、前条第6号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。</u></p>	
<p>7 <u>新条例第36条の4の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。</u></p>	
<p><u>（軽自動車税に関する経過措置）</u></p>	
<p>第3条 <u>新条例第75条の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</u></p>	
<p>2 <u>新条例附則第13条の2の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。</u></p>	

改正後

改正前

3 平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法（昭和26年法律第 185号）
第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車
に対して課する軽自動車税に係る新条例附則第13条の2の規定の適用に
ついては、同条中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の12
月」とする。

4 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定
による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車
税に係る新条例第75条及び新条例附則第13条の2の規定の適用について
は、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表
の右欄に掲げる字句とする。

新条例第75	3,900円	3,100円
条第2号ア	6,900円	5,500円
	1万800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
新条例附則第75条 第13条の2 の表以外の 部分		盛岡市市税条例等の一部を改正する条例（平成 26年条例第 号。以下この条において「平成26 年改正条例」という。）附則第3条第4項の規 定により読み替えて適用される第75条
新条例附則第75条第2 第13条の2 の表	号ア	平成26年改正条例附則第3条第4項の規定によ り読み替えて適用される第75条第2号ア
	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	1万800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

【第2条】盛岡市市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表（H29. 1. 1 施行）

改正後	改正前
<p>○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号 改正 略 <u>平成26年6月 日条例第 号</u></p> <p>盛岡市市税条例 目次及び本則 略 附 則</p> <p>第1条から第5条の3の2まで 略 （寄附金税額控除における特例控除額の特例）</p> <p>第5条の4 第36条の6の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第36条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第20条第1項、附則第21条第1項、附則第22条第1項、附則第24条第1項、<u>附則第24条の2第1項、附則第24条の3第1項又は附則第25条第1項</u>の規定の適用を受けるときは、第36条の6第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>第6条から第19条まで 略 （上場株式等に係る<u>配当所得</u>に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第20条 当分の間、市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等（以下この項<u> </u>において「上場株式等の配当等」という。）を有する場合には<u> </u></p>	<p>○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号 改正 略</p> <p>盛岡市市税条例 目次及び本則 略 附 則</p> <p>第1条から第5条の3の2まで 略 （寄附金税額控除における特例控除額の特例）</p> <p>第5条の4 第36条の6の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第36条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第20条第1項、附則第21条第1項、附則第22条第1項、附則第24条第1項、<u>附則第24条の2第1項 </u>又は<u>附則第25条の3第1項</u>の規定の適用を受けるときは、第36条の6第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>第6条から第19条まで 略 （上場株式等に係る<u>配当所得</u>に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第20条 当分の間、市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等（以下この項及び次項において「上場株式等の配当等」という。）を有する場合には<u>において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第35条第4項に規定する申告</u></p>

35

改正後

は、当該上場株式等の配当等に係る利子所得及び配当所得については、第35条第1項及び第2項並びに第36条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額として施行令附則第16条の2の11第3項で定めるところにより計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る配当所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税配当所得等の金額（上場株式等に係る配当所得等の金額（第3項第1号の規定により読み替えて適用される第36条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、附則第5条第1項の規定は、適用しない。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第35条第4項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について第35条第1項及び第2項並びに第36条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第36条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(2) 第36条の5から第36条の7まで、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項の規定の適

改正前

書を提出したときは、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同条第1項及び第2項並びに第36条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る配当所得の金額（以下

この項において「上場株式等に係る配当所得 の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税配当所得 の金額（上場株式等に係る配当所得 の金額（第3項第1号の規定により読み替えて適用される第36条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、附則第5条第1項の規定は、適用しない。

2 市民税

の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき上場株式等 の配当等に係る配当所得について第35条第1項及び第2項並びに第36条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の上場株式等 の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第36条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得 の金額」とする。

(2) 第36条の5から第36条の7まで、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項の規定の適

改正後	改正前
<p>用については、第36条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項前段、第36条の7、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p>	<p>用については、第36条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項前段、第36条の7、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p>
<p>(3) 第37条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条第1項に規定する上場株式等に係る<u>配当所得等の金額</u>」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「<u>山林所得金額若しくは租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額</u>」とする。</p>	<p>(3) 第37条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条第1項に規定する上場株式等に係る<u>配当所得</u>の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「<u>山林所得金額若しくは租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等に係る配当所得</u>の金額」とする。</p>
<p>(4) 附則第3条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条第1項に規定する上場株式等に係る<u>配当所得等の金額</u>」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p>	<p>(4) 附則第3条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条第1項に規定する上場株式等に係る<u>配当所得</u>の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p>
<p>(<u>一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例</u>)</p>	<p>(<u>株式等</u>に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p>
<p>第24条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する<u>一般株式等に係る譲渡所得等</u>を有する場合には、当該<u>一般株式等に係る譲渡所得等</u>については、<u>第35条第1項及び第2項並びに第36条の3の規定にかかわらず</u>、他の所得と区分し、前年中の当該<u>一般株式等に係る譲渡所得等の金額</u>として施行令附則第18条第5項に定めるところにより計算した金額（</p>	<p>第24条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する<u>株式等</u>に係る譲渡所得等を有する場合には、当該<u>株式等</u>に係る譲渡所得等については、<u>第35条及び</u> <u>第36条の3の規定にかかわらず</u>、他の所得と区分し、前年中の当該<u>株式等</u>に係る譲渡所得等の金額として施行令附則第18条第6項に定めるところにより計算した金額（<u>当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額</u>（以下この項において「<u>特定株式等譲渡所得金額</u>」という。）に係る所得を有する場合には、当該<u>特定株式等譲渡所得金額</u>に係る所得の金額（第35条第6項の規定により</p>

改正後	改正前
<p>以下この項において「<u>一般株式等</u>に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、<u>一般株式等</u>に係る課税譲渡所得等の金額（<u>一般株式等</u>に係る譲渡所得等の金額（<u>次項第1号</u>の規定により読み替えて適用される第36条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第36条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第24条の2第1項に規定する<u>一般株式等</u>に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(2) 第36条の5から第36条の7まで、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、第36条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第24条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項前段、第36条の7、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第24条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第24条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3) 第37条第1項の規定の適用については、同項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第24条の2第1項に規定する<u>一般株式等</u>に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは租税特別措置法第37条の10第1項に規定する<u>一般株式等</u>に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第3条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第24条の2第1項に規定する<u>一般株式等</u>に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の</p>	<p>同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。)を除外して算定するものとする。以下この項において「<u>株式等</u>に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、<u>株式等</u>に係る課税譲渡所得等の金額（<u>株式等</u>に係る譲渡所得等の金額（<u>第2項第1号</u>の規定により読み替えて適用される第36条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第36条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第24条の2第1項に規定する<u>株式等</u>に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(2) 第36条の5から第36条の7まで、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、第36条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第24条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項前段、第36条の7、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第24条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第24条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3) 第37条第1項の規定の適用については、同項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第24条の2第1項に規定する<u>株式等</u>に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは租税特別措置法第37条の10第1項に規定する<u>株式等</u>に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第3条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第24条の2第1項に規定する<u>株式等</u>に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の</p>

改正後	改正前
<p>額」とあるのは「所得割の額並びに附則第24条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。 <u>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</u></p>	<p>額」とあるのは「所得割の額並びに附則第24条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。 <u>(特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)</u></p>
<p><u>第24条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第35条第1項及び第2項並びに第36条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として施行令附則第18条の2第5項に定めるところにより計算した金額（当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第35条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項において準用する前条第2項第1号の規定により読み替えて適用される第36条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。</u></p>	<p><u>第24条の3 市民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理株式（以下この項及び次項において「特定管理株式」という。）又は同条第1項に規定する特定保有株式（以下この条において「特定保有株式」という。）が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同条第1項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式又は特定保有株式の譲渡（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第8項第3号イに掲げる取引の方法により行うものを除く。以下この項及び次項において同じ。）をしたことと、当該損失の金額として施行令附則第18条の2第5項で定める金額は当該特定管理株式又は特定保有株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び前条の規定その他のこの条例の規定を適用する。</u></p>
<p><u>2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「附則第24条の2第1項」とあるのは「附則第24条の3第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「第37条の10第1項」とあるのは「第37条の11第1項」と読み替えるものとする。</u></p>	<p><u>2 市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理口座（その者が2以上の特定管理口座を有する場合には、それぞれの特定管理口座）に係る同条第1項に規定する振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は特定管理口座に保管の委託がされている特定管理株式の譲渡（これに類するものとして施行令附則第18条の2第2項で定めるものを含む。以下この項において同じ。）をした場合には、施行令附則第18条の2第6項で定めるところにより、当該特定管理株式の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該</u></p>

改正後	改正前
	<p>特定管理株式の譲渡以外の同法第37条の10第2項に規定する株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。</p> <p>3 第1項の規定は、施行令附則第18条の2第7項で定めるところにより、第1項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の第38条第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第38条の2第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。</p> <p>（非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例）</p> <p>第24条の4 市民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第37条の14第5項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約（次項において「非課税上場株式等管理契約」という。）に基づき同条第1項に規定する非課税口座内上場株式等（その者が2以上の同条第5項第1号に規定する非課税口座（以下この条において「非課税口座」という。）を有する場合には、それぞれの非課税口座に係る非課税口座内上場株式等。以下この条において同じ。）の譲渡をした場合には、施行令附則第18条の6の2第3項で定めるところにより、当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の同法第37条の10第2項に規定する株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。</p> <p>2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項において同じ。）があつた場合には、当該払出しがあつた非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、施行令</p>

改正後

改正前

附則第18条の6の2第2項で定める金額（以下この項において「払出し時の金額」という。）により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があつたものと、同法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあつた非課税口座を開設し、又は開設していた市民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた時に、その払出し時の金額をもつて当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、同項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあつた非課税口座内上場株式等を取得した市民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもつて当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものとそれぞれみなして、前項及び附則第24条の2の規定その他のこの条例の規定を適用する。

（特定口座を有する場合の市民税の所得計算の特例）

第24条の5 市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座を有する場合における法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算については、法附則第35条の2の4第4項及び第5項に定めるところにより行うものとする。

（源泉徴収選択口座内配当等に係る市民税の所得計算の特例）

第24条の6 市民税の所得割の納税義務者が支払を受ける租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等（以下この条及び次条において「源泉徴収選択口座内配当等」という。）については、施行令附則第18条の4の2第10項で定めるところにより、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得の金額と当該源泉徴収選択口座内配当等以外の配当等（所得税法第24条第1項に規定する配当等をいう。）に係る配当所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

改正後	改正前
	<p>2 <u>市民税の所得割の納税義務者が第35条第4項の規定によりその有する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載をした同項に規定する申告書を提出する場合には、当該申告書には、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る租税特別措置法第37条の11の4第1項に規定する源泉徴収選択口座（以下次条において「源泉徴収選択口座」という。）において前年中に交付を受けたすべての源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載を行うものとする。</u></p> <p><u>（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除）</u></p> <p>第25条 <u>所得割の納税義務者の平成22年度分以後の各年度分の法附則第35条の2の6第12項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額（以下この項及び次項において「上場株式等に係る譲渡損失の金額」という。）は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第38条第1項の規定による申告書を提出した場合（市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出した場合を含む。）に限り、附則第20条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額の計算上控除する。</u></p> <p>2 <u>前項の市民税の所得割の納税義務者が同項の規定により申告する上場株式等に係る譲渡損失の金額のうち法附則第35条の2の5第3項の規定により特別徴収義務者が源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき県民税の配当割の額の計算上当該源泉徴収選択口座内配当等の額から控除した同項各号に掲げる損失の金額がある場合には、第35条第4項に規定する申告書に当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載を行うものとする。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定の適用がある場合における附則第20条の規定の適用については、同条第1項中「配当所得の金額（以下）」とあるのは「配当所得の金</u></p>

改正後	改正前
	<p>額（附則第25条第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下」とする。</p> <p>4 所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた法附則第35条の2の6第16項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「上場株式等に係る譲渡損失の金額」という。）は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第38条第1項又は第4項の規定による申告書（第6項において準用する同条第5項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出した場合（市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出した場合を含む。）において、その後の年度分の市民税について連続してこれらの申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む。）を提出しているときに限り、附則第24条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額及び附則第20条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額（第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の計算上控除する。</p> <p>5 前項の規定の適用がある場合における附則第20条第1項及び第2項並びに附則第24条の2第1項の規定の適用については、附則第20条第1項中「配当所得の金額（以下」とあるのは「配当所得の金額（附則第25条第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下」と、附則第24条の2第1項中「計算した金額（」とあるのは、「計算した金額（附則第25条第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、」とする。</p> <p>6 第38条第5項の規定は、同条第1項ただし書に規定する者（同条第3項の規定によつて同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）が、当該年度の翌年度以後の年度において第4項の規定の適用を受けよう</p>

改正後	改正前
	<p>とする場合であつて、当該年度の市民税について同条第4項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第5項の規定によつて同条第1項の申告書を提出することができる場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同条第5項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「附則第25条第4項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額」と、「第1項の申告書」とあるのは「同項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第5号の4様式(別表)による申告書」と読み替えるものとする。</p> <p>7 第4項の規定の適用がある場合における第38条の2の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書()とあるのは「確定申告書(租税特別措置法第37条の12の2第11項(同法第37条の13の2第7項において準用する場合を含む。))において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。」と、「又は第3項から第5項まで」とあるのは「若しくは第3項から第5項まで又は附則第25条第6項において準用する前条第5項」と、同条第2項中「又は第3項から第5項まで」とあるのは「若しくは第3項から第5項まで又は附則第25条第6項において準用する前条第5項」とする。</p> <p>(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例)</p> <p>第25条の2 租税特別措置法第37条の13第1項に規定する特定中小会社の同項に規定する特定株式(以下この条において「特定株式」という。)を払込み(当該株式の発行に際してするものに限る。以下この条において同じ。)により取得(法附則第35条の3第9項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。)をした所得割の納税義務者(施行令附則第18条の6第17項に規定する者を除く。以下この条において同じ。)について、租税特別措置法第37条の13の2第1項に規定する適用期間内に、その有する当該払込みにより取得をした特定株式が株式としての価値を失つたことによる損失が生じた場合として同項各号に掲げる事実が発生したときは、同</p>

改正後	改正前
	<p><u>項各号に掲げる事実が発生したことは当該特定株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として法附則第35条の3第9項に規定する金額は当該特定株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条例の規定を適用する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定は、同項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の第38条第1項若しくは第4項の規定による申告書又は第5項において準用する同条第5項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時までに提出された第38条の2第1項の確定申告書又は租税特別措置法第37条の13の2第7項において準用する同法第37条の12の2第11項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。</u></p> <p>3 <u>所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた法附則第35条の3第12項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この条において「特定株式に係る譲渡損失の金額」という。）は、当該特定株式に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第38条第1項又は第4項の規定による申告書（第5項において準用する同条第5項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出した場合（市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書とその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出した場合を含む。）において、その後の年度分の市民税について連続してこれらの申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む。）を提出しているときに限り、附則第24条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。</u></p>

改正後	改正前
<p>(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第25条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第41条の14第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第35条及び第36条の</p>	<p>4 前項の規定の適用がある場合における附則第24条の2第1項の規定の適用については、同項中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額（附則第25条の2第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、）」とする。</p> <p>5 第38条第5項の規定は、同条第1項ただし書に規定する者（同条第3項の規定によつて同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）が、当該年度の翌年度以後の年度において第3項の規定の適用を受けようとする場合であつて、当該年度の市民税について同条第4項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第5項の規定によつて同条第1項の申告書を提出することができる場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同条第5項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「附則第25条の2第3項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額」と、「第1項の申告書」とあるのは「同項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第5号の4様式（別表）による申告書」と読み替えるものとする。</p> <p>6 第3項の規定の適用がある場合における第38条の2の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第37条の13の2第7項において準用する同法第37条の12の2第11項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。）」と、「又は第3項から第5項まで」とあるのは「若しくは第3項から第5項まで又は附則第25条の2第5項において準用する前条第5項」と、同条第2項中「又は第3項から第5項まで」とあるのは「若しくは第3項から第5項まで又は附則第25条の2第5項において準用する前条第5項」とする。</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第25条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第41条の14第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第35条及び第36条の</p>

改正後	改正前
<p>3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として施行令附則第18条の7に定めるところにより計算した金額（以下この項において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。）に対し、先物取引に係る課税雑所得等の金額（先物取引に係る雑所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第36条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第36条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、<u>附則第25条第1項</u>に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(2) 第36条の5から第36条の7まで、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、第36条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び<u>附則第25条第1項</u>の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項前段、第36条の7、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第25条第1項</u>の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び<u>附則第25条第1項</u>の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3) 第37条第1項の規定の適用については、同項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は<u>附則第25条第1項</u>に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは租税特別措置法第41条の14第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第3条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに<u>附則第25条第1項</u>に規定す</p>	<p>3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として施行令附則第18条の7に定めるところにより計算した金額（以下この項において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。）に対し、先物取引に係る課税雑所得等の金額（先物取引に係る雑所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第36条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第36条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、<u>附則第25条の3第1項</u>に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(2) 第36条の5から第36条の7まで、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、第36条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び<u>附則第25条の3第1項</u>の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項前段、第36条の7、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第25条の3第1項</u>の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び<u>附則第25条の3第1項</u>の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3) 第37条第1項の規定の適用については、同項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は<u>附則第25条の3第1項</u>に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは租税特別措置法第41条の14第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第3条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに<u>附則第25条の3第1項</u>に規定す</p>

改正後	改正前
<p>る先物取引に係る雑所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第25条第1項</u>の規定による市民税の所得割の額」とする。</p>	<p>る先物取引に係る雑所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第25条の3第1項</u>の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p><u>(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)</u></p> <p><u>第25条の4 所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた法附則第35条の4の2第8項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「先物取引の差金等決済に係る損失の金額」という。）は、当該先物取引の差金等決済に係る損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について先物取引の差金等決済に係る損失の金額の控除に関する事項を記載した第38条第1項又は第4項の規定による申告書（第3項において準用する同条第5項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出した場合（市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）において、その後の年度分の市民税について連続してこれらの申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を提出しているときに限り、前条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額の計算上控除する。</u></p> <p><u>2 前項の規定の適用がある場合における前条第1項の規定の適用については、同項中「計算した金額（）」とあるのは、「計算した金額（次条第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」とする。</u></p> <p><u>3 第38条第5項の規定は、同条第1項ただし書に規定する者（同条第3項の規定によつて同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）が、当該年度の翌年度以後の年度において第1項の規定の適用を受けようとする場合であつて、当該年度の市民税について同条第4項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第5項の規定によつて同条第1項の申告書を提出することができる場合のいずれにも該当しない場合について準用</u></p>

改正後	改正前
<p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p><u>第25条の2</u> 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第35条及び第36条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第36条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から同法第3条の2の2第1項に規定する限度税率（第3項において「限度税率」という。）を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第36条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とある</p>	<p>する。この場合において、同条第5項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「<u>附則第25条の4第1項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額</u>」と、「<u>第1項の申告書</u>」とあるのは「<u>同項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第5号の4様式（別表）による申告書</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項の規定の適用がある場合における第38条の2の規定の適用については、同条第1項中「<u>確定申告書（</u>」とあるのは「<u>確定申告書（租税特別措置法第41条の15第5項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。</u>」と、「<u>又は第3項から第5項まで</u>」とあるのは「<u>若しくは第3項から第5項まで又は附則第25条の4第3項において準用する前条第5項</u>」と、同条第2項中「<u>又は第3項から第5項まで</u>」とあるのは「<u>若しくは第3項から第5項まで又は附則第25条の4第3項において準用する前条第5項</u>」とする。</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p><u>第25条の5</u> 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第35条及び第36条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第36条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から同法第3条の2の2第1項に規定する限度税率（第3項において「限度税率」という。）を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第36条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とある</p>

改正後	改正前
<p>のは、「総所得金額、<u>附則第25条の2第1項</u>に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>(2) 第36条の5から第36条の7まで、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、第36条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び<u>附則第25条の2第1項</u>の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項前段、第36条の7、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第25条の2第1項</u>の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び<u>附則第25条の2第1項</u>の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3) 第37条第1項の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は<u>附則第25条の2第1項</u>に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第3条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに<u>附則第25条の2第1項</u>に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第25条の2第1項</u>の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第35条第3項及び第4項の規定は適用しな</p>	<p>のは、「総所得金額、<u>附則第25条の5第1項</u>に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>(2) 第36条の5から第36条の7まで、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、第36条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び<u>附則第25条の5第1項</u>の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項前段、第36条の7、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第25条の5第1項</u>の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び<u>附則第25条の5第1項</u>の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3) 第37条第1項の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は<u>附則第25条の5第1項</u>に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第3条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに<u>附則第25条の5第1項</u>に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第25条の5第1項</u>の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第35条第3項及び第4項の規定は適用しな</p>

改正後

改正前

い。この場合において、当該条約適用配当等については、第35条及び第36条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第36条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が同法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第38条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第38条の2第1項の確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第36条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第25条の2第3項に規定する条約適用配当等の額」とする。

(2) 第36条の5から第36条の7まで、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、第36条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の2第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項前段、第36条の7、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の2第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項後段中「所得割の額」とあるの

い。この場合において、当該条約適用配当等については、第35条及び第36条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第36条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が同法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第38条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第38条の2第1項の確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第36条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第25条の5第3項に規定する条約適用配当等の額」とする。

(2) 第36条の5から第36条の7まで、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、第36条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の5第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項前段、第36条の7、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の5第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項後段中「所得割の額」とあるの

改正後	改正前
<p>は「所得割の額及び<u>附則第25条の2第3項</u>の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、第36条の8第1項中「<u>第35条第4項</u>」とあるのは「<u>附則第25条の2第4項</u>」とする。</p> <p>(3) 第37条第1項の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は<u>附則第25条の2第3項</u>に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額又は配当所得の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第3条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに<u>附則第25条の2第3項</u>に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第25条の2第3項</u>の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第36条の8の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは<u>附則第25条の2第3項</u>に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第38条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第38条の2第1項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」とい</p>	<p>は「所得割の額及び<u>附則第25条の5第3項</u>の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、第36条の8第1項中「<u>第35条第4項</u>」とあるのは「<u>附則第25条の5第4項</u>」とする。</p> <p>(3) 第37条第1項の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は<u>附則第25条の5第3項</u>に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額又は配当所得の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第3条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに<u>附則第25条の5第3項</u>に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第25条の5第3項</u>の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第36条の8の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは<u>附則第25条の5第3項</u>に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第38条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第38条の2第1項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」とい</p>

改正後

う。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第35条第6項」と、同条第3項中「法37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法37条の4」とする。

(公的年金等に係る所得に係る保険税の課税の特例)

第25条の3 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第147条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」とあるのは、「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る保険税の課税の特例)

第25条の4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合

改正前

う。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第35条第6項」と、同条第3項中「法37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法37条の4」とする。

(保険料に係る個人の市民税の課税の特例)

第25条の5の2 所得割の納税義務者が支払つた又は控除される保険料(租税条約等実施特例法第5条の2第1項に規定する保険料をいう。)については、法第314条の2第1項第3号に規定する社会保険料とみなして、この条例の規定を適用する。

2 第38条第4項の規定は、前項の納税義務者(同条第1項又は第3項の規定によつて同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)が前項の規定により適用されるこの条例の規定により社会保険料控除額の控除を受けようとする場合について準用する。この場合において、同条第4項中「若しくは医療費控除額」とあるのは、「医療費控除額若しくは社会保険料控除額」と読み替えるものとする。

(公的年金等に係る所得に係る保険税の課税の特例)

第25条の6 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第147条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」とあるのは、「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)」とする。

(上場株式等に係る配当所得に係る保険税の課税の特例)

第25条の7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合

改正後	改正前
<p>における第140条及び第147条の規定の適用については、第140条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る<u>配当所得等</u>の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る<u>配当所得等</u>の金額」と、第147条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る<u>配当所得等</u>の金額」とする。</p>	<p>における第140条及び第147条の規定の適用については、第140条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る<u>配当所得</u>の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る<u>配当所得</u>の金額」と、第147条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る<u>配当所得</u>の金額」とする。</p>
<p>第26条から第28条まで 略</p>	<p>第26条から第28条まで 略</p>
	<p>(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
	<p>第28条の2 <u>世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4の2第7項の規定の適用を受ける場合における前条の規定の適用については、同条中「先物取引に係る雑所得等の金額」とあるのは、「先物取引に係る雑所得等の金額（法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。</u></p>
<p>第29条 略</p>	<p>第29条 略</p>
<p>(<u>一般株式等</u>に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例)</p>	<p>(<u>株式等</u>に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例)</p>
<p>第30条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が附則第24条の2第1項の<u>一般株式等</u>に係る譲渡所得等を有する場合における第140条及び第147条の規定の適用については、第140条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに附則第24条の2第1項に規定する<u>一般株式等</u>に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第24条の2第1項に規定する<u>一般株式等</u>に係る譲渡所得等の金額」と、第147条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに附則第24条</p>	<p>第30条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が附則第24条の2第1項の<u>株式等</u>に係る譲渡所得等を有する場合における第140条及び第147条の規定の適用については、第140条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに附則第24条の2第1項に規定する<u>株式等</u>に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第24条の2第1項に規定する<u>株式等</u>に係る譲渡所得等の金額」と、第147条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに附則第24条</p>

改正後	改正前
<p>の2第1項に規定する<u>一般株式等</u>に係る譲渡所得等の金額」とする。 <u>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例)</u></p>	<p>の2第1項に規定する<u>株式等</u>に係る譲渡所得等の金額」とする。 <u>(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る保険税の課税の特例)</u></p>
<p><u>第31条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が附則第24条の3第1項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第140条及び第147条の規定の適用については、第140条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに附則第24条の3第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第24条の3第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第147条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに附則第24条の3第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</u></p> <p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p><u>第31条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用を受ける場合における附則第25条の7の規定の適用については、同条中「上場株式等に係る配当所得の金額」とあるのは「上場株式等に係る配当所得の金額(法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。</u></p> <p><u>第31条の2 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の6第15項の規定の適用を受ける場合における前条の規定の適用については、同条中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「株式等に係る譲渡所得等の金額(法附則第35条の2の6第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。</u> <u>(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等に係る保険税の課税の特例)</u></p> <p><u>第32条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の3第11項の規定の適用を受ける場合における附則第30条の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは、「株式等に係る譲渡所得等の金額(法附則第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。</u> (条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p><u>第32条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定</u></p>	<p><u>第33条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定</u></p>

改正後	改正前
<p>同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得，配当所得，譲渡所得，一時所得及び雑所得を有する場合における第140条及び第147条の規定の適用については，第140条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法，法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と，「及び山林所得金額の合計額を」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額を」と，同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と，第147条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p>	<p>同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得，配当所得，譲渡所得，一時所得及び雑所得を有する場合における第140条及び第147条の規定の適用については，第140条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法，法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と，「及び山林所得金額の合計額を」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額を」と，同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と，第147条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p>
<p>第33条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得，配当所得及び雑所得を有する場合における第140条及び第147条の規定の適用については，第140条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法，法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と，及び山林所得金額の合計額を」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額を」と，同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第</p>	<p>第34条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る配当所得を有する場合における第140条及び第147条の規定の適用については，第140条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法，法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と，及び山林所得金額の合計額を」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額を」と，同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第</p>

改正後	改正前
<p>3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第147条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>(旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告)</p>	<p>3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第147条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>(旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告)</p>
<p>第34条 第49条の3の規定は、法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産について法附則第41条第3項の規定の適用を受けようとする一般社団法人又は一般財団法人について準用する。この場合において、第49条の3中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第41条第3項に規定する一般社団法人若しくは一般財団法人」と読み替えるものとする。</p>	<p>第35条 第49条の3の規定は、法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産について法附則第41条第3項の規定の適用を受けようとする一般社団法人又は一般財団法人について準用する。この場合において、第49条の3中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第41条第3項に規定する一般社団法人若しくは一般財団法人」と読み替えるものとする。</p>
<p>第35条 法附則第41条第9項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。</p>	<p>第35条の2 法附則第41条第9項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。</p>
<p>(1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第41条第9項に規定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。）に該当することを明らかにする書類</p> <p>(2) 次に掲げる事項を記載した書類</p> <p>ア 法附則第41条第9項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途</p> <p>イ 法附則第41条第9項の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途</p> <p>ウ 法附則第41条第9項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途</p> <p>(3) 特定移行一般社団法人等が幼稚園、図書館又は博物館法第2条第1項の博物館（次号及び第5号において「博物館」という。）を設置した年月日を記載した書類</p> <p>(4) 特定移行一般社団法人等が当該固定資産を直接保育、図書館又は博</p>	<p>(1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第41条第9項に規定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。）に該当することを明らかにする書類</p> <p>(2) 次に掲げる事項を記載した書類</p> <p>ア 法附則第41条第9項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途</p> <p>イ 法附則第41条第9項の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途</p> <p>ウ 法附則第41条第9項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途</p> <p>(3) 特定移行一般社団法人等が幼稚園、図書館又は博物館法第2条第1項の博物館（次号及び第5号において「博物館」という。）を設置した年月日を記載した書類</p> <p>(4) 特定移行一般社団法人等が当該固定資産を直接保育、図書館又は博</p>

改正後	改正前
<p>物館の用に供し始めた時期を記載した書類</p> <p>(5) 当該固定資産が特定移行一般社団法人等で幼稚園、図書館又は博物館を設置するものの所有に属しないものである場合にあつては、第1号から前号までに掲げるもののほか、当該固定資産を当該特定移行一般社団法人等に無料で使用させていることを証する書類</p>	<p>物館の用に供し始めた時期を記載した書類</p> <p>(5) 当該固定資産が特定移行一般社団法人等で幼稚園、図書館又は博物館を設置するものの所有に属しないものである場合にあつては、第1号から前号までに掲げるもののほか、当該固定資産を当該特定移行一般社団法人等に無料で使用させていることを証する書類</p>
<p>第36条から第37条まで 略</p>	<p>第36条から第37条まで 略</p>
<p>附 則 略</p> <p>附 則 (平成26年条例第 号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この条例の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(8) 第2条の規定並びに次条第3項及び附則第4条の規定 平成29年1月1日</p> <p>(市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条</p> <p>3 第2条の規定による改正後の盛岡市市税条例(以下「平成29年新条例」という。)附則第5条の4、第20条及び第24条の2から第25条の2までの規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお</p>	<p>(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長に係る保険税に関する特例)</p> <p>第38条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第44条の2第4項及び第5項の規定の適用を受けられる場合における附則第26条(附則第27条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、附則第26条中「第35条第1項」とあるのは「第35条第1項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。</p> <p>附 則 略</p>

改正後	改正前
<p><u>従前の例による。</u> <u>(国民健康保険税に関する経過措置)</u> <u>第4条 平成29年新条例の規定中国民健康保険税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</u></p>	

【第3条】盛岡市市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表（公布の日施行）

改正後（平成26年条例第 号第3条による改正）	改正前（平成22年条例第31号による改正）
<p>○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号 改正 略 平成26年6月 日条例第 号</p> <p>盛岡市市税条例 （非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例）</p> <p>第24条の4 略</p> <p>2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項において同じ。）があつた場合には、当該払出しがあつた非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、施行令附則第18条の6の2第2項で定める金額（以下この項において「払出し時の金額」という。）により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があつたものと、同法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあつた非課税口座を開設し、又は開設していた市民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた時に、その払出し時の金額をもつて当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等 の取得をしたものと、同項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあつた非課税口座内上場株式等を取得した市民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもつて当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものとそれぞれみなして、前項及び附則第24条の2の規定その他のこの条例の規定を適用する。</p> <p>附 則 略 附 則（平成22年条例第31号）</p>	<p>○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号 改正 略</p> <p>盛岡市市税条例 （非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例）</p> <p>第24条の4 略</p> <p>2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項において同じ。）があつた場合には、当該払出しがあつた非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、施行令附則第18条の6の2第2項で定める金額（以下この項において「払出し時の金額」という。）により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があつたものと、同法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあつた非課税口座を開設し、又は開設していた市民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた時に、その払出し時の金額をもつて当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等の取得をしたものと</p> <p>それぞれみなして、前項及び附則第24条の2の規定その他のこの条例の規定を適用する。</p> <p>附 則 略 附 則（平成22年条例第31号）</p>

改正後（平成26年条例第 号第3条による改正）	改正前（平成22年条例第31号による改正）
<p style="text-align: center;">改正 平成23年10月27日条例第35号</p> <p>（施行期日）</p> <p>第1条 この条例は、平成23年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 附則第24条の4の改正規定及び次条第5項の規定 平成27年1月1日 （市民税に関する経過措置）</p> <p>第2条 略</p> <p>2から4まで 略</p> <p>5 新条例附則第24条の4の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。</p> <p>6及び7 略</p> <p>第3条及び第4条 略</p> <p style="padding-left: 40px;">附 則 略</p> <p style="padding-left: 40px;">附 則（平成26年条例第 号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>第1条 この条例の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第3条の規定 公布の日</p>	<p style="text-align: center;">改正 平成23年10月27日条例第35号</p> <p>（施行期日）</p> <p>第1条 この条例は、平成23年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 附則第24条の4の改正規定及び次条第5項の規定 平成27年1月1日 （市民税に関する経過措置）</p> <p>第2条 略</p> <p>2から4まで 略</p> <p>5 新条例附則第24条の4の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。</p> <p>6及び7 略</p> <p>第3条及び第4条 略</p> <p style="padding-left: 40px;">附 則 略</p>

議案第55号

盛岡市風致地区内における建築物の規制に関する条例について

1 制定の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）の施行に伴い、面積が10ヘクタール以上の風致地区（2以上の市町村の区域にわたるものを除く。）に係る条例の制定権限が県から市に移譲されたことから、都市計画法（昭和43年法律第100号）第58条第1項の規定に基づき、風致地区内における建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採その他の行為（以下「建築物の建築等」という。）の規制に関し必要な事項を定めようとするものである。

2 条例の内容

従前から、風致地区内における建築物の建築等の規制については、風致地区内の建築等の規制に関する条例（昭和45年岩手県条例第19号。以下「県条例」という。）に基づいて市が事務を行ってきており、前述の制定権限の移譲の経緯から条例制定後の事務を円滑に実施する必要があるため、原則として県条例に準じた内容とし、一部の規定については市独自の内容とする。県条例との相違点は、次のとおり。

- (1) 建築物の改築で、当該改築に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下であり、かつ、当該改築後の建築物の高さが風致地区の種別ごとに定める建築物の高さの上限を超えるものについて、許可を要する行為とする。（第5条第4号関係）
- (2) 建築物の移転の許可にあつては、風致地区の種別ごとに定める建築物の高さを当該移転後の建物の高さの上限とする基準を適用しないものとする。（第8条第1項第1号ア関係）
- (3) 1ヘクタールを超える宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更の許可にあつては、生ずる²²法の高さの上限を一律5メートルとする。（第8条第1項第5号ウ(ア)関係）
- (4) 風致地区内の工事の状況を把握するため、建築物の建築等の許可を受けた者は、当該許可に係る行為を完了し、又は廃止したときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならないものとする。（第9条関係）
- (5) 監督処分を行う必要がある事実について確認するため、市長は、建築物の建築等の許可を受けた者に対し、必要な事項について報告を求め、又は、工事の状況を検査することができるものとする。（第11条第1項及び第2項関係）
- (6) 前号の報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者又は前号の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者を20万円以下の罰金に処するものとする。（第15条関係）

3 施行期日 平成27年1月1日

4 経過措置

- (1) 施行の日前に県条例の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定に基づきなされたものとみなす。
- (2) 施行の日前にした県条例に違反する行為に対する罰則の適用については、県条例の例による。

議案第56号

盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

市営住宅建替事業の施行に伴い、市営青山三丁目アパート5号館を設置しようとするものである。

2 改正の内容

別表に市営青山三丁目アパート5号館を加える。

3 施行期日

平成26年10月1日

盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後					改正前				
<p>○盛岡市市営住宅条例 平成9年9月30日条例第32号 改正 略 平成26年6月 日条例第 号 盛岡市市営住宅条例 盛岡市市営住宅条例（昭和35年条例第32号）の全部を改正する。 目次、第1条及び第2条 略 （設置） 第3条 市営住宅を別表のとおり設置する。 第3条の2から第69条まで 略 附 則 略 附 則（平成26年条例第 号） <u>この条例は、平成26年10月1日から施行する。</u></p>					<p>○盛岡市市営住宅条例 平成9年9月30日条例第32号 改正 略 盛岡市市営住宅条例 盛岡市市営住宅条例（昭和35年条例第32号）の全部を改正する。 次、第1条及び第2条 略 （設置） 第3条 市営住宅を別表のとおり設置する。 第3条の2から第69条まで 略 附 則 略</p>				
別表（第3条関係）					別表（第3条関係）				
名称	位置	竣（しゆん）工年 度	戸数	構造	名称	位置	竣（しゆん）工年 度	戸数	構造
略									
市営青山一丁目ア パート1号館	盛岡市青山一丁目	平7	12（うち 身体障害 者用住宅 1）	中層耐火3階 建	市営青山一丁目ア パート1号館	盛岡市青山一丁目	平7	12（うち 身体障害 者用住宅 1）	中層耐火3階 建
市営青山一丁目ア パート2号館	盛岡市青山一丁目	平6	12（うち 身体障害 者用住宅	中層耐火3階 建	市営青山一丁目ア パート2号館	盛岡市青山一丁目	平6	12（うち 身体障害 者用住宅	中層耐火3階 建

55

改正後

			1)	
市営青山一丁目ア パート3号館	盛岡市青山一丁目	平7	16 (うち 身体障害 者用住宅 1)	中層耐火4階 建
市営青山一丁目ア パート4号館	盛岡市青山一丁目	平8	16	中層耐火4階 建
市営青山二丁目ア パート4号館	盛岡市青山二丁目	昭46	32	中層耐火5階 建
市営青山二丁目ア パート5号館	盛岡市青山二丁目	昭47	24	中層耐火4階 建
市営青山二丁目ア パート6号館	盛岡市青山二丁目	昭48	24	中層耐火4階 建
市営青山三丁目ア パート2号館	盛岡市青山三丁目	昭34	18	中層耐火3階 建
市営青山三丁目ア パート5号館	盛岡市青山三丁目	平26	48 (うち 身体障害 者用住宅 1)	中層耐火4階 建
市営青山三丁目ア パート16号館	盛岡市青山三丁目	昭46	32 (うち 身体障害 者用住宅 4)	中層耐火5階 建
市営青山三丁目ア パート17号館	盛岡市青山三丁目	昭47	45	中層耐火5階 建
略				

改正前

			1)	
市営青山一丁目ア パート3号館	盛岡市青山一丁目	平7	16 (うち 身体障害 者用住宅 1)	中層耐火4階 建
市営青山一丁目ア パート4号館	盛岡市青山一丁目	平8	16	中層耐火4階 建
市営青山二丁目ア パート4号館	盛岡市青山二丁目	昭46	32	中層耐火5階 建
市営青山二丁目ア パート5号館	盛岡市青山二丁目	昭47	24	中層耐火4階 建
市営青山二丁目ア パート6号館	盛岡市青山二丁目	昭48	24	中層耐火4階 建
市営青山三丁目ア パート2号館	盛岡市青山三丁目	昭34	18	中層耐火3階 建
市営青山三丁目ア パート16号館	盛岡市青山三丁目	昭46	32 (うち 身体障害 者用住宅 4)	中層耐火5階 建
市営青山三丁目ア パート17号館	盛岡市青山三丁目	昭47	45	中層耐火5階 建
略				